

地方独立行政法人芦屋中央病院
第 4 期中期目標
(素案)

令和 8 年 月
芦屋町 住民課保険年金係

地方独立行政法人芦屋中央病院 第4期中期目標

目 次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

- (1) 地域医療への貢献
- (2) 在宅医療の推進
- (3) 地域医療連携の強化
- (4) 救急医療への取組
- (5) 災害及び新興感染症に対する医療協力
- (6) 予防医療の強化
- (7) 地域包括ケアシステムへの貢献

2 医療の質の向上

- (1) 医療安全の徹底
- (2) 医療従事者の確保
- (3) 計画的な医療機器などの整備
- (4) 第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

- (1) 患者中心の医療の提供
- (2) 患者快適性及び職員の接遇の向上
- (3) 総合相談窓口業務の充実
- (4) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

- (1) 働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用
- (2) 医療 DX の推進
- (3) 予算の弾力化
- (4) 計画的かつ適切な職員配置
- (5) 研修制度の推進

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

(2) 収入の確保

(3) 支出の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の整備

2 国民健康保険診療施設の役割

前文

芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成 27 年 4 月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成 30 年 3 月の新築移転により診療機能・環境を充実させ、現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療などを提供し、地域の発展に貢献してきた。

第 2 期中期目標の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院はワクチン接種、発熱外来窓口の開設及び感染患者の入院受け入れなど自治体病院としての使命を果たした。

第 3 期中期目標の期間中においては、全国的な医療経営環境が厳しさを増し、自治体病院の 8 割以上が赤字となるなど、厳しい状況が続いていた。病院はこのような困難な状況の中でも、良質な医療の提供及びサービスの向上に努め、職員一人一人が努力した結果、黒字経営を維持している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数も増加している。その結果として、健全な経営を維持している自治体病院を表彰する「自治体立優良病院表彰」を受賞するなど大きな成果を上げている。しかし、地域人口の減少や少子化の影響もあり、引き続き病院運営の継続性を確保するための経営努力が必要である。

地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は、地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を構築していることは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。

第 4 期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後 12 年及び新築移転後 9 年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域の中核病院として主体的に取り組むことを重点目標として求める。

以上を踏まえ、ここに病院が達成すべき業務運営に関する第 4 期中期目標を次のとおり定める。

第 1 中期目標の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、福岡県の策定する医療計画や地域医療構想などを踏まえ、必要な機能を検討し、保有する 137 病床を活用して、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。

(2) 在宅医療の推進

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。

病院が有する訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3) 地域医療連携の強化

近隣の大学病院などの基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設などとの連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。

(4) 救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を維持すること。

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症などにより公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生するおそれがある場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院、医師会などの関係機関と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。また、平時から関係機関との連携体制の確保、訓練及び必要な備えに努めること。

(6) 予防医療の強化

芦屋町と連携して、特定健診・がん検診などの住民健診を実施するとともに、企業健診及び予防接種などの実施体制を充実させ、疾病の早期発見及び予防に努めること。

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

地域の医療・介護・福祉施設などの関係機関との連携を図り、芦屋町地域包括支援センターと協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。

また、在宅ケアを推進するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業を支援すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識・技術の向上に努め、適切に行動すること。

(2) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、看護職員及びコメディカル職員についても人材確保を図り、併せて職場環境の整備や教育体制の充実を図ること。

(3) 計画的な医療機器などの整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器などを計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

(4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の尊厳や権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

外来では待ち時間の短縮など、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。

職員一人一人が接遇の向上に努め、患者との信頼関係を構築し、さらなる快適性の向上を目指すこと。

(3) 総合相談窓口業務の充実

地域住民が抱える課題について、医療・保健・介護・福祉施設などの関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌・ホームページでの情報提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

理事会などの意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用

国の推進する働き方改革に適切に対応するとともに、貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。

(2) 医療 DX の推進

電子カルテなどの情報システムの適切な運用をはじめとする医療 DX を積極的に推進し、患者サービスの向上、医療の質の向上及び業務の効率化を図ること。また、情報セキュリティ対策を適切に講じ、診療情報などの安全な管理に努めること。

(3) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、予算科目間及び年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用し、中期目標及び中期計画に基づき、迅速で効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を育成し、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実などにより、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

(5) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的かつ効果的な業務運営を行うことにより、健全経営を維持すること。

(2) 収入の確保

137 病床を活用し、診療報酬の改定及び法改正などに的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止及び回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供、効果的な病床管理による病床利用率の向上、外来患者及び在宅医療利用者の増加により、収入の増加を図ること。

(3) 支出の節減

医薬品費及び診療材料費並びに医療機器などの購入方法の見直し、複数年契約の活用などにより、効率的かつ効果的な事業運営に努め、引き続き経費の節減に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の整備

事業継続に必要な施設整備を計画的に推進し、安全かつ安定した施設の維持・向上に努めること。

2 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。